

2019年3月20日 総務委員会会議録抄

## 地方税4法に対する質疑

○江崎孝 昨日に引き続いて質問をさせていただきます。

昨日の質問で統計調査員の報酬の引上げの話をしていただいたんですけども、先ほど中西筆頭の方から、ネットで流れているよという、そういう情報をいただきまして、ちょっとのぞきに行きましたら朝日のニュースに出ていまして、七千八十円の日当というのは時間給に直すと東京都の最低賃金よりも安いという、こういう実態も今ネットで流れましたので、いよいよこれは引上げをしていただかなきゃいけないという。あるいは林崎局長も、是非来年の、言ったとおりですね、昨日言ったとおり、財務省と話をするときの統計の充実というのは地財計画の中での大きな柱になるだろうというふうに思いますので、是非頑張っていたきたいというふうにお願いを申し上げます。

質問いっぱい考えてきたんですけども、時間がございませんので……（発言する者あり）いやいや、時間がございませんのでちょっと順番変えますけれども、先ほどの統計の話が出まして、公務員部長お見えになっていますので、公務員の問題から少しお話をさせていただきますけれども、統計の、統計員が減ってきたという、すごい、すさまじい減り方をしたわけでありまして、同じように地方公務員もすさまじい減り方を実はこの間してきました。この総務委員会は、やはり地方創生というか、地方をどう活性化させるかというところは議論は一つにしている委員会だろうというふうに私は認識をしているんですけども、私たちのこの国は、やっぱり二〇〇〇年以降、地方をどんどんどんどん縮む方向にしか持っていかなかったという反省をしなければならぬと強く思います。

まずは、その前に、省庁再編とかありましたね、二〇〇一年でしたか、それも今尾を引いて、厚生省と労働省が一緒になって厚生労働省が本当によかったのかという今反省しなきゃいけないという状況にもあり、それをずうっと、自治体にまでずうっと流れてきたというのが二〇〇〇年以降の実は大きな流れだったというふうに私は強く感じています。

特に、一九九六年に生産年齢人口が減り出すんですよね。それ、減り出してから三位一体改革があるわけですね、これ、片山さんいらっしゃいませんけど、大きな責任が片山さんにはあるんですが、当初予想していなかったような状況になったということはいつも片山先輩はおっしゃっているんですね。

その三位一体改革、そしてその後リーマン・ショックが来る。その付け合わせに、別枠財源一兆円を積み増して、それがずうっと今、まち・ひと・しごとというところにつながって行って、この一兆円があつてやっとな一般財源含めて何

となくとんとんという状況になってきている。この間の総務省の御努力は本当に私は強く支持をいたします。

それで、やっぱりその流れが、これだけ苦勞したというところは、二〇〇五年でしたかね、公務員部長、集中改革プランというのが実は始まるんですよ。があつと自治体の職員の数を減らされていくわけです。国も、国も地方も行政改革だ、もっと小さくしろという、こういう大きな流れでどんどんどん縮み出した、人口も生産年齢人口も減り出したのに、更に公務員の数減らすということで、政策として縮ませていった。結果的に地方の雇用が減少するし、あるいは、公務員だけではなくて、その間に郵便局の問題もございますし、そのずっと前は、どこにでもあつた電電公社の大きなビルがほとんど消えていくということで、ずうっと地方を縮ませてきた歴史がこの二、三十年なんですね。

この逆をやっぱりやらなきゃいけないという、それが今の安倍内閣のやっている地方創生なのかなと言われると、一つの流れかもしれませんが、もっと大きな大なたを振るわなきゃいけないんじゃないかなと。そうしないと、この東京一極集中というのは収まらないと思います。むしろ東京が、今一都四県、この関東圏が六十五歳以上の人口が一番多いんですね。一千万人を超えているはずで、確かに。そうすると、この東京さえ、この関東圏さえ社会保障で縮み出したときにはもう取り返しの付かないような状況になっていくわけですから。

そこで、長くなりました、前置きが。今回の地財計画で、公務員数を、計画です、増やすということをしていただいています。これはどっちなのでしょう、公務員部長なのか林崎さんなのか。この時期に、まあ二〇一〇年に若干増やしていただいていますけれども、今回五千人ぐらい増えて、そのうちの一般職が五千人ちょっと増えて、そのうちに児童福祉司があるんですね、二千ちょっと。一般職はやっぱり三千人ぐらい増やすというふうな計画人口になっていますけれども、これはどういう理由でしょうか。まずそれをお聞きします。

**○林崎理 総務省自治財政局長** お答えいたします。

地方財政計画上の職員数でございますけれども、これ、義務教育の教職員でありますとか警察官など国の法令などによりまして定数が定められている者、それはこれに基づきまして算出いたしますし、また、その他の職員につきましては、地方団体における職員数の実態等を勘案して必要な職員数を計上しているところでございます。

今年度、三十一年度、来年度ですね、平成三十一年度地方財政計画におきましては、今申し上げました教職員等、これは定数の減を反映いたしますし、また、一般職員につきましては、今申し上げたような実態等を踏まえた上で、一つは、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増を見込みまして、また実態等も見込んで、職員数全体としては対前年度比で千九百十九人の増となっている

ところがございます。内訳として、今減りますと言った教職員等につきましては、これは三千三百人ほどが減になっていますし、他方で、一般職員については五千二百人余りが増になっている。そして、その内訳として児童福祉司等が二千三百人余り、実態等を踏まえた増という形で二千九百人余りを増とカウントをして確保したところがございます。

○江崎孝 局長、僕、理由を聞いたんです。なぜ増やしたのかという、その計画で増やしたのはなぜですかということ、理由を聞いたんですけれども。

〔委員長退席、理事石川博崇君着席〕

○林崎理 総務省自治財政局長 お答えいたします。

申し訳ありませんでした。

今、なぜ増やしたのかという点については、児童福祉司等の増というのがもちろんございますし、また近年、職員数増になってきておりますので、地方公共団体としてその実態を反映した、こういうことでございます。

○江崎孝 そうなんです。実態を、やっぱり自治体は、もうこれ以上減らせないということで増やししかかっているという、そういう流れがあって、これ、大村部長にお聞きしますけれども、公務員部が先頭を切って旗振って、数を減らせ減らせと言ってきたという集中改革プランがあるわけですね。これ、集中改革プランという言葉が、余りもうしゃべりたくないという、この前、したくないぐらいにやっぱり我々は大変だった時期なんです。

どうですか、部長、集中拡大プランみたいなことを考えて、これから地方の公務員やっぱり増やしていく。先ほど言ったとおり、統計もそうですし、これから質問する林業の仕事も全部自治体なんです。それと、昨日説明をした地域公共交通も、これ全部自治体に落ちてきているわけですね。

だから、そういう意味でいくと、やはり僕は、人を増やすということは何か余りいい表現じゃないかもしれませんが、やっぱり体力を付けなきゃいけないんですよ、自治体力を付けなきゃいけないという。今、アベノミクスでどんどん経済カンフル剤打っていますけど、基礎体力、筋力が落ちたところに、どんなに点滴打って早く起き上がれといっても、なかなか起き上がることはできないわけで、やっぱり今は基礎体力、自治体力、それはやっぱりどうやっても人であったりするわけなので、どうでしょう、部長、これから地方公務員数は増やしていくということを断言していただけませんか。

○大村慎一 総務省公務員部長 お答えいたします。

御指摘の、まず地方の活性化ということについては、政府として、また総務省として非常に極めて重要な政策課題であると考えております。

そうした中で、地方公共団体の職員数についてでございますが、御指摘のとおり、平成十七年から平成二十二年の五年間、国、地方を通じた効率的で質の高い

行政の実現を図る観点から、当時の行革推進法などに基づきまして、各地方公共団体に対して具体的な削減目標を掲げた集中改革プランというものを要請をいたしておりました。一方、この集中改革プランの期間の終了後は、現在は地域の実情を踏まえつつ自主的に適正な定員管理の推進に取り組むように助言をさせていただいております。

こうした中で、実際、地方公共団体の職員数は、ピーク時の平成六年に比べまして全体としては五十万人の減少とはなっておりますが、この間も、例えば御指摘のその児童相談所等は、この職員数は約一・八倍に増加をし、福祉事務所では約一・六倍増加をいたしております。

したがいまして、地方公共団体においては、現在においては地域の実情を踏まえながら行政需要の変化に対応したメリ張りのある人員配置を行っているというふうに認識をいたしております。

○江崎孝 やはり底を打ったという表現で、これからも、まあ決して自治体が人を増やしていくというそういう動きにさお差すようなことは厳に慎んでいただきたいと強く要請をしておきます。

先ほど、午前中ですが、山下委員がトップランナー方式の話をされました。ちょっと質問通告していないんですけれども、あのトップランナー方式も、人……（発言する者あり）あっ、トップランナー方式じゃない、人減らせという、行革努力で人が減るという、済みません、行革努力で人を減るような査定が起きているよという話なんですけれども、やはりこれは、今回の地方財政計画で人を増やしていくという、一般行政職増やしたという計画のそれとは全く真逆のことなんです、やっぱり。やっぱりこれ、今言った行政改革で、努力で人を減らしたから交付税措置を変えるよということは、これやっていることと、人員増やしているわけですからね、計画人員は、やっていることが真逆じゃないですか、林崎局長、これどうでしょうか。

○林崎理 総務省自治財政局長 お答え申し上げます。

午前中のここでの御議論もございましたように、行政改革の対応に応じて五百九十億円、三十三年度であれば交付税の方を算定をするという部分がありまして、これの扱いについてでございます。

〔理事石川博崇君退席、委員長着席〕

そのときにも申し上げましたけれども、私どもの方もかなり状況も変わってきているということもある中で、三十二年度から見直すということ、これは先ほど申し上げたように既に地方団体の方にもお話を申し上げているということでございます。

○江崎孝 是非、大臣、お願いします。

やっぱりどんどんどんどん小さくなっていく、縮んでいくという方向でずっ

と追いやられてきた地方自治体が、今これだけ統計だ、公共交通だ、あるいは介護だ、今回、森林の整備だということで本当に体力残っていない、体力がないところに体だけ動かせみたいなの、そんな状況に追いやられていっている。これ、基礎体力がない、自治体力がなくなったら本当にこれ全部が潰れていきますので、是非、大臣、よろしくお願いをしたいという、心からお願いを申し上げておきます。

さて、前回の続きの中の部分ですけれども、ふるさと納税で途中で終わっておりました。

ふるさと納税、私は正直言って反対でございます。やはり、今の寄附の在り方、あるいは租税の在り方からして、非常に中途半端で根幹をやっぱり揺るがす大問題だというふうに思っています。

そこで、前回、内藤局長の方に質問をして、昨日、僕が御説明したと思いますが、ちょっと拙い表を作って、何というんだっけ、あれは、数学的なやつでX書いてやったと思います。で、今回三割というのを、あ、不等式です、済みません、三割というふうにされたのですけれども、基本原則は一緒なんですね、あの不等式のままだ。で、やはり納税額にほぼ、納税額以上のものが、減税と還付とそして物が入ってくるという、こういうシステムを考えた人はやっぱりすばらしいなとは思いますが、やはり寄附行為とは全く違う次元のお金のやり渡しなのでありますので、当然今回のような規制を掛けなきゃいけないような状況が起きるということは想定をしていたのですかということの内藤局長に僕は質問をしたつもりだったんですけれども、局長は次の質問のことを回答をされたと思うんですが、どうですか。誰が見ても、ああいう構図であるならば、当然資本主義社会の中ですから、これだけふるさと納税がそういうふうに動いていくということは当時は予見できなかったんでしょうか。改めて聞きます。

**○内藤尚志 総務省自治税務局長** お答え申し上げます。

制度創設時でございますけれども、このとき、ふるさと納税創設時の研究会でも議論になったわけでございます。そのところでも、地方団体が寄附者に対して特産品を送付するということはあるだろう、出てくるだろうということは議論されました。そのところの議論としては、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきである、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられると、各地方団体の良識ある行動を強く期待すると、こういうことで今の仕組みが成り立ったということでございます。

**○江崎孝** 私はそれだったらいいんですけれども、それを貫徹をしていただきたい。

今回、それ、そういう計画でなされた、そして技術的助言ということで、ちょ

っと余りにも上がった熱を技術的助言という形で抑えようとした、しかしそれでも収まらなかった。そうすると、法改正で今度規制掛けるということでございますね。がちっと、自由度の中で、元々政府が考えたふるさと納税というやり方を最大限活用している自治体があるわけですね、様々な自治体が、これは。それを、今度は政府の判断で、過熱し過ぎたから、それを、じゃ、法令によって、法律によって縛りを掛けますということは、僕は、これは地方自治、分権の考え方からすると極めて問題のある今回の法改正ではないかというふうに私は捉えるんですけれども、どうでしょうか、お聞きします。

**○内藤尚志 総務省自治税務局長** お答えを申し上げます。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決めることを実現するため、個人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させる効果を持つものでございます。結果といたしまして個人住民税が減収となる地方団体も生じるものでございますので、都市と地方、それぞれの団体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度というふうに考えております。

ふるさと納税の返礼品につきましては、これまで二度にわたる総務大臣通知を発出いたしますとともに、あらゆる機会を通じて良識ある対応を要請してまいりました。全国市長会及び全国町村会におきましてはこれらの通知に沿った対応を取るよう申合せ等が行われまして、またこの制度を大事に思っている全国のほとんどの団体には必要な見直しを行っていただいたわけでございます。

しかし、依然として一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続くことで、ふるさと納税制度に対しまして大きな批判が寄せられてきて制度の存続自体が危ぶまれることとなりまして、制度の見直しが避けられない状況となったものでございます。

今般の制度見直し案は寄附金の募集を適正に行う地方団体をふるさと納税の対象とするものでございまして、制度本来の趣旨を踏まえまして、法律で定められた一定の客観的なルールの下で地方団体がそれぞれに創意工夫を凝らすことのできる環境を整える、そういう制度だと考えております。

**○江崎孝** 恐らくそういう回答になるだろうと思いますけれども、制度そのものが明らかにこういう予測可能な、こういう現状を生むという予測可能な制度であったわけですから、それを今回三割と抑えても、三割内でのシステムは一緒なんです、制度としては。

そこで聞くんですけれども、ふるさと納税額を今般、地方財政計画の雑収入に加えられました、半額だったんですけれども。それはいかなる理由でしょうか。

**○林崎理 総務省自治財政局長** お答え申し上げます。

ふるさと納税に係る寄附金収入につきましては、これはほとんどの地方団体

におきまして募集の取組が行われていることなどを踏まえまして、地方財政計画で翌年度に見込まれる額の一定額を雑収入という形で計上することとしているところでございます。

○江崎孝 理由を聞いたんですけれども、それまではしていなかったでしょう。それまでは雑収入に加えていなかったんですよ。それを、去年か今年かぐらいかな、加え出したんです。その理由は何ですか。

○林崎理 総務省自治財政苦局長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、ほとんどの地方団体において募集の取組が行われていることなどを踏まえたものでございます。

○江崎孝 じゃ、ちょっと質問変えますけれども、昨年度のふるさと納税による、これは前回説明したとおり、住民税の控除がございますので、当然減収になります。その減収額が昨年度で二千四百四十七億円余りですね、これ間違いないと思います。そうすると、二千四百四十七億円は地方税の減収という形になりますね。そうすると、地方税が減収をするということは、これ総務省にとっては余り触れてもらいたくないのかもしれませんが、当然、地方財政計画の中で地方税収が減るということは財源不足に陥るということに僕はつながると思いますね。間違いないでしょうか。

○林崎理 総務省自治財政局長 物事の性質としてはそういうことになります。

○江崎孝 そうなんです。ですから、御承知のように、ふるさと納税、納税をした額、納税額は寄附金ですから、これ地方財政計画には一切反映されません、通常であれば。通常であれば反映されない。ですから、地方財政計画の外でのやり取りだったんですね、外のやり取り。

ところが、今言ったとおり、納税をする人がいる居住区の住民税は減額されますので、当然その税収は減る。そうすると、トータルで二千四百四十七億円分が税収減になる。

これは、仮にこのままでいったら、入れる入れないは別にして、地方財政計画の外での話であればこれは別に問題なかったんですけれども、財政計画の中に入ってくるとすると、これ仮定の話をしているので回答できないと言われるかもしれませんが、これ容易に想像付くことだと思うんですが、仮にふるさと納税がどんどんどんどん増えていって地方税の減収がどんどん五千億とか増えていけば、これ当然財源不足に陥りますね。財源不足に陥ると、当然、臨時財政対策債を折半ルールで買うということになります。当然その半分は自治体の負担になる。そうすると、ふるさと納税とは全く関係ない、ふるさと納税制度をやっていない自治体に対しても、これは遠回りのというか、直接的な影響になるかもしれませんけど、影響してくるんじゃないですか。

○林崎理 総務省自治財政局長 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、ふるさと納税につきましては寄附金の税額控除というのがあって、その分は税収としては減収になっていくわけでございます。

一方で、収入としては、これは二十九年度からではございますけれども、先ほどおっしゃった寄附金収入の方も、一定の見込みという形で歳入の方に計上していると。その差が言わば、税額控除で税が減収になる分、寄附金収入ということで計上する分、この関係によりまして、先ほどもお話があったような財源不足に一定カウントされる、されないといった話が出てくるわけでございます。

**○江崎孝** 私が質問しているのは、つまり地方財政計画の想定外のシステムなんです、これ、ふるさと納税というのは。外でやっている分についてはよかったですけれども、これが、今言ったように、雑収入加えるとか余りにも額が大きくなって地方税の減収になると、地方財政計画にも大きく影響してくる。そうすると、今回、新発は作らなかったけれども、臨時財政対策債を借りなきゃいけないとか、こうなってくると、これはもう黙ってられないという、ふるさと納税やっていない自治体、あるいは返礼金がないからうちはやめておこうという自治体、これは黙ってられないという話になるはずなんです。

ですから、僕が何回も言っているとおり、この納税制度、ふるさと納税制度というのは、三割に抑えたからいいというものじゃないんです。元々、地方財政計画の中の想定している範囲のものじゃない。もう一つ、寄附行為であろうが、寄附行為でもないし、じゃ納税でもないしという非常に、非常に立て付けの悪い、人の心をうまく使ったお金のやり取りだということを改めて指摘をしておきたいんです。

大臣、どうでしょう。これは、僕は、今はやめろという話はしません。しかし、これ必ず、必ず問題がいずれにしてもまた出てきます。やはりこれは、本当の意味でふるさと納税であるならば、寄附行為だけにとどめるべきだろうというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

**○石田真敏総務大臣** この問題については、本当に様々な御意見、もうやめてしまえという方もおられますし、もっと規模を拡大してやるべきだという御意見もございまして、我々といたしましてはそういう御意見を踏まえながら、現状の中で多くの自治体からこれに対する期待もあるわけでございまして、そういう中で、今回制度の見直しによりまして、一定の客観的なルールの下で各自治体あるいは国民の皆さんの理解を得ながら健全に発展していってほしいと、そのことがそしてまた地域の活力あるいは地場産業等の振興に資していただければ有り難いなと思って今回の見直しを考えているところであります。

**○江崎孝** 今はそういうふうにしかお答えできないと思いますが、是非、帰って執務室で考えてみてください、こう、数をやって。

でも、どうしても、僕は納得いかない。これは、要するに、ふるさと納税され

ている方は、フリーライダーとは言いませんけれども、ちょっと乗りフリーライダーなんです。要するに、住民税を納めないところの公共サービスを受け取っていらっしゃるわけですから。完璧なフリーライダーじゃないんだけど、ちょっと乗りのフリーライダーという自覚をやはりふるさと納税の皆さんたちには本当はしていただかなきゃならないんじゃないのかなと強く思っています。

森林環境税についてお尋ねをいたします。

林野庁、今日来ていただいているというふうに思いますが、そもそも、森林環境税増税ですね、以前からずっと林野庁ではこういう環境税を創設をしなければならぬというふうにおっしゃってございました。その増税の林野庁としての目的はどこだったんでしょうか。

**○織田央 林野庁森林整備部長** お答え申し上げます。

森林は、地球温暖化防止や国土保全等の公益的機能を有しておりまして、その機能の発揮のためには適正な整備、保全が重要でございます。特に、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を進めていく上で、間伐等の森林整備を推進していく必要がございます。

このため、御指摘のように、農林水産省といたしましては、平成十七年度から、森林整備に必要な安定的な財源の確保に向けまして税制要望を行ってきたところでございます。

他方で、森林、山村をめぐる情勢でございますけれども、所有者の経営意欲の低下ですとか所有者不明森林の増加等によりまして必要な間伐等が行われななど、適切な森林資源の管理が難しい状況も出てきているということでございます。

このため、昨年成立していただきました森林経営管理法によりまして、森林所有者自らが経営管理できない森林のうち、経済ベースに乗る森林については林業経営者に集積、集約化しますとともに、経済ベースに乗らない森林については市町村に公的に管理していただく、こういう森林経営管理制度というものを創設することとしたところでございます。森林環境税は、この森林経営管理法も踏まえつつ、主に市町村が行う森林整備等の財源を確保するために創設していただくこととなったものと思っております。

**○江崎孝** 今、市町村の方に大きく管理のシステムが移っていくという、こういう制度ですけれども、私が知り得た話でいくと、私有林が大体一千四百万ヘクタールですか、そのうち人工林が約六百七十万ヘクタール、その三分の一が、二百二十万ヘクタールが既に経営管理されていると。残りの二百五十万ヘクタール、そのうちの三分の一、約二百四十万ヘクタールを経営可能ではないのかという判断で林業経営者へ管理を移していく、そして残りの二百十萬ヘクタール、これ東京都の約十倍以上ですね、膨大な面積ですけれども、ここが林業経営に適さな

い森林だということ、ここに森林環境譲与税を適用しようという、こういうシステムなんですね、市町村管理で。

そこで、市町村は、市町村の職員は山に行って、これは経営管理に移さなきゃいけない山なのか、あるいは、複層林に戻さなきゃいけないんです、森林環境譲与税を使って複層林に戻さなきゃいけない山なのかというのを判断しなきゃいけないということですね。これ、林野庁でいいのかな、でしょうか、間違っていないですか。

○織田央 林野庁森林整備部長 お答えいたします。

最終的にそういういろいろな地域の関係者の御意見も聞きながら、市町村の方でそういった判断をしていただくということだと思っております。

○江崎孝 ちょっと想像を絶する、僕、作業だと思いますよ。どうやって市町村に、まあほとんど質問されていましたが、担当者がいないとか、いても一人とか、そういうところの私有林に対して、私林ですね、に対してそういう判断をするということを、国としてはどうやってやらせようとしているのでしょうか。

○織田央 林野庁森林整備部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、地域のいろいろな関係者の御意見も伺っていただいて、例えば、林業経営者があの辺の山だったら受けてもいいよというようなことであれば林業でしっかり回していただくということですし、なかなかやっぱり受け手がなさそうだなというところについては、その森林の状況も見極めながら公的に管理していただくようなこともやっていただくということもございます。

また、そういったいろんなノウハウ等々も必要でございますので、林野庁の方でも、国の技術研修所において市町村の職員を対象とした実務研修も行ってございますし、また、国有林組織が林野庁でございます。こういった国有林組織の技術力を生かした技術的支援にも取り組んでいるということもございますし、さらには、三十一年度からは、そういう市町村職員の指導、助言を行う技術者を養成する事業を盛り込みますとともに、四月からは林野庁にも新しく室を設けて、専門的にそういった助言等を行えるような体制も整備しようと思っております、こういった取組によりまして、しっかりこの経営管理法を動かしていきたいというふうに考えてございます。

○江崎孝 それは大事なことなんです。私は、この森林環境税絶対必要でしょうし、やはり森林をどういうふうにして、せんだって、九州、私の地元で大災害が起きました。あれは流木なんですね。やっぱり民有林です。間伐ができない、やっぱり山が荒れる。山が荒れて、突然の豪雨に耐え切れずに流木して、それが全部被害に拡大をしていくという、こういう現状が全国にあるわけですから、もう

喫緊の課題でやらなきゃいけないと、これはもう全く私も賛成です。

そこで、今回の立て付けは、この六百億円の森林環境税が全部納まるのが、平成四十五年、二〇三三年ですね。その間、このシステムは集まったお金を、今は仮払いで、お金を借りて、国が借りて払うわけですけども、今が県と市町村が八対二ですね。これをどんどん八五対一五に変えて、最終的には九〇対一〇、九対一にして、市町村に九割持っていくという。これは、都合二十、十何年か、二〇三三年ですから、今は、十四年掛けて市町村への対応を、少しずつ市町村への対応を、今言った、林野庁が言われた、十四年掛けて、市町村の人も含めて、市町村の体制をつくっていかうというような思いでこういう計画をされているんだと、私はそういう理解をしているんですけども、それでよろしいんでしょうか。

**○織田央 林野庁森林整備部長** お答えいたします。

御指摘にありましたように、元々その税の方では、やはり国民の負担感を考慮いただいて、三十六年から課税をすると。

ただし、一方で、森林経営管理法が来年度からスタートをするということでございまして、その間はお金を借りて、譲与税として配分いただくということでございまして、それで徐々にこう増えていくということでございますけれども。一方で、委員御指摘のように、市町村の体制の方も急になかなか全体的なことを、フルスペックではなかなかできないということでございまして、まさに徐々に体制も整備していただきながら、知見も集約していただきながら、適切に税を執行していただくということも考慮されたものというふうに認識してございます。

**○江崎孝** そこで質問なんですけれども、今回、譲与税の割り振りを三対二対五にされました。三が人口、二が林業従事者、五が私有林。これ、私有林に限定しているんですね。公有林は全く使っちゃいけないということになっている。

それで、質問したいのは、私有林ゼロの自治体というのはいっぱいありますから、私有林ゼロの自治体に、今回の百六十億円ですね、市町村に行く場合の百六十億円の譲与税は、その私有林ゼロのところに総額で幾ら行くんでしょうか。

**○内藤尚志 総務省自治税務局長** 大変恐縮でございますけど、私ども、ちょっと平成三十一年度で試算をさせていただいておりますので、総額二百億ベースでちょっと試算をさせていただきたいと存じますけれども、平成三十一年度に森林環境譲与税として譲与される額の総額二百億円ベースで、私有林人工林面積がゼロの地方団体、これは百五十八団体ございますけれども、この百五十八団体に対しまして譲与する譲与額の合計を機械的に試算いたしますと約九億円となるところでございます。

**○江崎孝** 私有林ゼロのところですね、全く林業に対して、まあ関係ないという表現は悪いんですけども、予算を使っていないところですね。

これ、私は、これ地方自治総合研究所というのがありまして、そこが今回のこの森林環境税について様々な試算をしているんですね。これ、大体譲与税、総務省の方でもトップは横浜になるはずで、譲与税のトップは。一億四千億ぐらい、あっ、一億四千億じゃない、一億四千万ぐらい行きますから、そんなにそごがない。私が仕入れたこの地方自治総合研究所の自治総研という雑誌に載っているこの先生は、お名前が何とおっしゃるんでしょう、吉弘さんという自治総研の研究者の方なんですけれども、今の流れで、国勢調査とか国勢調査の就業状態等基本集計とかそういうのを使って、全一千七百自治体余りのところを全て割り振って一覧表作られているんですね。

そこに行くと、森林環境譲与税、大変たくさんもらう上位百自治体を一覧表に実はされていまして、その一覧表の中に七自治体入っているんです。これは、調べ方として、私有林がもちろんゼロ、林業従事者がゼロ、過去三年間の林業に対する平均支出がゼロ、それ全くゼロのところは七自治体ございまして、そのこのトータルが、済みません、ちょっと……（発言する者あり）いや、いいです。そのトータルがですね、どこ行っちゃったかな、計算していたんですけどね、こういう失敗があるんですね。結構多いんですよ。済みません、びっくりするぐらい多いんです。

ざっと言いますと、誰かトータルしてください。神奈川、横浜が一億四千万、名古屋市が八千九百万、川崎市が五千六百万、さいたま市が四千九百万、世田谷区、世田谷区にも行くんですね、三千五百万、それと堺市、大阪の、三千二百万。トータルしていただいたと思うんですけども、僅か上位百の中にこれだけ入っていて、多分ここで恐らく数億ですね、三億とか。さっき局長言われた、トータルで六億とか九億とおっしゃいましたか、そのうちの恐らく三億近くが今言った上位百の七自治体に行くんですよ、林業も全くやっていないという。

こういうシステムの譲与税なんですけれども、先ほど申しましたとおり、この問題って非常に大きくて、市町村の負担がすごい大きい、特に林業を持っているところ。そして、私有林しか持っていない、私有林以外は行かないわけですから、どんなに自分のところで林業やってもそこには少なくしか行かないという、非常に配分の問題はすごくあると私は思います。

これは見直さなきゃいけないと思います。十四年間で完結するわけですから。十四年間で完結しますから、この間に、この三、二、五の割り振りというのはやっぱりどこかで見直していただかないと、このシステムそのものがやっぱり動かなくなっていくんじゃないかなという強い懸念を抱いていますので、大臣、今お話ししたとおり、ちょっと僕、説明がすごく不足していましたが、やっぱりいびつな割り振り方になっているのはこれ間違いないと思います。人口が三割というところになると、林業に全く従事していなくても払わなきゃいけな

いし、逆に言うと川下政策ももっと真剣にやらなきゃいけないと思います、確かに材木の流通上げなきゃいけないので。

しかし、いずれにしても、この三対二対五の割り振りというのはやはり見直していかなければならないというふうに思いますので、大臣のその思いをちょっと最後に聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

**○石田真敏総務大臣** 今るる御説明をいただきましたけれども、先ほど局長も申し上げたかと思えますけれども、やはり川下の対策も必要でございますし、また森林は国民全てが影響を受ける、その中で、全ての皆さんから税をいただくということでございますので、やはりそういう観点から今回の割合がつくられていったものだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、議員御指摘の点も踏まえて、今後より良い形を目指して頑張ってまいりたいと思います。

**○江崎孝** 続きはまたの機会にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました